

令和6年度 香川県建設工事指名競争入札参加資格審査における格付基準

- 1 この基準による格付の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 2 香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号。以下「資格基準」という。）第3条第2項の規定による格付は、香川県建設工事指名競争入札参加資格審査における総合点数算定要領第2に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）又はその順位に応じて、次の表により行うものとする。

建設工事の種類	等級	総合点数又は順位
土木一式工事	A	1,215点以上
	B	1,035点以上 1,214点以下
	C	1,034点以下
建築一式工事	A	975点以上
	B	740点以上 974点以下
	C	739点以下
電気工事	A	940点以上
	B	795点以上 939点以下
	C	794点以下
管工事	A	905点以上
	B	790点以上 904点以下
	C	789点以下
舗装工事	A	1,270点以上
	B	1,269点以下
とび・土工・コンクリート工事	A	1,100点以上
	B	930点以上 1,099点以下
	C	929点以下
鋼構造物工事	A	1,025点以上
	B	905点以上 1,024点以下
	C	904点以下
塗装工事	A	905点以上
	B	775点以上 904点以下
	C	774点以下
機械器具設置工事	A	970点以上
	B	850点以上 969点以下
	C	849点以下
電気通信工事	A	955点以上
	B	795点以上 954点以下
	C	794点以下
造園工事	A	900点以上
	B	815点以上 899点以下
	C	814点以下
建具工事	A	840点以上
	B	720点以上 839点以下
	C	719点以下
解体工事	A	990点以上
	B	880点以上 989点以下
	C	879点以下
その他工事	B	設定なし

注1 総合点数又はその順位がこの表の基準に該当する者であっても、その者の資格基準第3条第1項第2号の経営事項審査（以下「経審」という。）における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高（土木一式工事及び建築一式工事については、平均完成工事高及び技術職員数）が建設工事の種類及び等級ごとに定める次の基準を満たさない場合は、総合点数又はその順位にかかわらず、当該基準を満たす等級に格付するものとする。

建設工事の種類	等級	平均完成工事高	技術職員数
土木一式工事 建築一式工事	A	5,000万円以上	1級技術職員2人以上かつ1級技術職員又は2級技術職員（監理技術者を補佐する資格を有する者(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)、登録基幹技能者及びレベル4技能者を含む）が3人以上
	B	3,000万円以上	1級技術職員1人以上かつ1級技術職員又は2級技術職員（監理技術者を補佐する資格を有する者(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)、登録基幹技能者及びレベル4技能者を含む）が3人以上
	C	500万円以上	設定なし
電気工事 管工事	A	1,500万円以上	
	B、C	500万円以上	
舗装工事	A	700万円以上	
	B	500万円以上	
とび・土工・コンクリート工事、 鋼構造物工事、塗装工事、機械 器具設置工事、電気通信工事、 造園工事、建具工事、解体工事	A	1,500万円以上	
	B	500万円以上	
	C	0円超	

- 2 建設工事の種類ごとに、前年度の格付等級より2等級以上上位の等級に該当することとなる場合は、1等級上位の等級に格付するものとする。
- 3 その他工事は、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、水道施設工事、消防施設工事及び清掃施設工事とする。
- 4 経審の審査基準日が令和5年8月14日以降に該当する事業者については、建設工事の種類ごとに、8月13日時点の総合評定値算出係数で再計算し、その結果を適用した総合点数が上位の等級となり、かつ注1の条件も満たす場合においては、該当する上位の等級に格付けするものとする。